

用途地域等一括変更調書

【多摩市】

番号	図面番号	変更箇所	面積 (ha)	変更前										変更後										日影規制		不適格 建築物 発生数	変更理由	土地・建物利用 道路等の概況	指定 標準	地区計画を 伴わない方針	備考		
				線引き	用途地域							高度	防火	特別 用途	線引き	用途地域							高度	防火	特別 用途							規制内 容変更 の有無	条例改 正の有 無
					集団・路線	用途	建蔽	容積	敷地	高さ	外壁					集団・路線	用途	建蔽	容積	敷地	高さ	外壁											
1	34-8	関戸一丁目及び一ノ宮二丁目各 地内	0.0	市街化	集団	二中	50	150	-	-	-	17m 1高	準防火	-	市街化	集団	二中	60	200	-	-	-	23m 2高	準防火	-	×	×	0	道路拡幅による道路境界線 の変更のため。	低層住宅・集合住宅が立地して いる。	3	1. 地形地物	面積:69㎡
2	34-8	関戸一丁目地内	0.0	市街化	集団	二中	50	150	-	-	-	17m 1高	準防火	-	市街化	集団	商業	80	400	-	-	-	-	防火	-	○	×	0	道路拡幅による道路境界線 の変更のため。	低層住宅・集合住宅が立地して いる。	3	1. 地形地物	面積:6㎡
3	34-8	関戸二丁目地内	0.0	市街化	集団	二住	60	200	-	-	-	23m 2高	準防火	-	市街化	集団	商業	80	400	-	-	-	-	防火	-	○	×	0	京王線境界線の位置を正 確に引き直したため。	低層住宅が立地している。	3	1. 地形地物	面積:398㎡
4	34-12	和田地内	0.0	市街化	集団	一低	30	60	-	10	-	1高	-	-	市街化	集団	一低	40	80	-	10	-	1高	-	-	×	×	0	宅地造成に伴う付け替えに より、赤道の位置が変更と なったため。	低層住宅が立地している。	1	1. 地形地物	面積:72㎡
5	34-12	和田地内	0.0	市街化	集団	一低	40	80	-	10	-	1高	-	-	市街化	集団	一低	30	60	-	10	-	1高	-	-	×	×	0	宅地造成に伴う付け替えに より、赤道の位置が変更と なったため。	低層住宅が立地している。	1	1. 地形地物	面積:108㎡
6	34-13	貝取地内	0.0	市街化	集団	一低	40	80	-	10	-	1高	-	-	市街化	集団	二中	60	200	-	-	-	23m 2高	準防火	-	○	×	0	道路境界線の位置を正確に 引き直したため。	低層住宅が立地している。	1	1. 地形地物	面積:359㎡
7	34-13	連光寺二丁目 地内	0.0	市街化	集団	一中	60	200	-	-	-	23m 2高	準防火	-	市街化	集団	一低	40	80	-	10	-	1高	-	-	○	×	0	市道中心(赤道)が現存しな いことから、境界線根拠を開 発道路境界線及び見通し線 とするため。	低層住宅が立地し、のり面が整 備されている。	1	1. 地形地物	面積:61㎡
8	34-14	連光寺一丁目 地内	0.1	市街化	集団	一低	30	60	-	10	-	1高	-	-	市街化	集団	一低	40	80	-	10	-	1高	-	-	×	×	0	ゴルフ場境を正確に引き直 したため。	低層住宅が立地している。	1	1. 地形地物	
9	34-17	豊ヶ丘二丁目 地内	0.0	市街化	集団	一中	60	200	-	-	-	23m 2高	準防火	-	市街化	集団	二中	60	200	-	-	-	23m 2高	準防火	-	×	×	0	宅地造成が行われ、道路が 新設されたため。	低層住宅が立地している。	2	1. 地形地物	面積:485㎡
10	41-2	鶴牧三丁目地内	0.1	市街化	集団	商業	80	500	-	-	-	-	防火	-	市街化	集団	二住	60	300	-	-	-	-	準防火	-	○	×	0	開発により道路が新設され たため。なお、北側には新 設道路はないため、計画道 路中心線とする。	集合住宅や業務商業施設が立 地している。	2	1. 地形地物	

※1 列の追加はせずに、番号ごとに日影規制内容の変更の有無を回答してください。

※2 日影規制に変更がなくても、日影条例の改正が必要な場合がありますので、ご注意ください。